

請願書及び嘆願書の提出について

木津川市コミュニティバスについて、下記のとおり請願書及び嘆願書が提出されましたので報告します。

記

請願書について

・請願とは

憲法第16条で規定された国民の権利のひとつで、法律的には、国、国会または地方公共団体に対して、その職務に関する事項について、要望を述べるもの。

・請願書提出日

平成31年2月13日

・提出者

木津川市コミュニティバスの改善を求める会

・請願書内容

- ①加茂町域・山城町域のバス路線の土日運行を実現してください。
- ②加茂町域のバス路線を木津駅まで延伸し、市内で循環してください。
- ③山城町域のバス路線を精華町との広域で検討し、祝園へ延伸してください。
- ④乳幼児連れ、学生、70歳以上の方のバス料金を100円にしてください。

・受理後の経過について

○平成31年2月25日

総務文教常任委員会において取扱いを審査。

請願内容を項目ごとに採決することとし、上記③は採択、①・②・④は不採択となった。



○平成31年3月18日

木津川市議会本会議で審査報告が行われ、表決を実施。

総務文教常任委員会同様、項目ごとの採決になり、③は採択、①・②・④は不採択となった。

嘆願書について

・嘆願書提出日

平成31年2月20日

・提出者

木津川市南加茂台地域住民

・嘆願書内容

- ①現行のデマンド路線を廃止し、南加茂台地域から城山台のスーパーを経由した市役所・木津警察署までの新規路線の運行【運行時間30分程度】
- ②妊婦、乳幼児（0～2歳）、70歳以上の運賃を100円に
- ③南加茂台保育園前に設置しているバス停の移動

・提案ルートについて

